

おおさかプラスチックごみゼロ宣言について

対象受検機関：環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課

| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項(意見) | | | | | | | | |
|--|-------------|--------------|---------------------|-------|----------------------------------|------|--------------------|-----|---|--|
| <p>1 大阪府のプラスチックごみ対策について</p> <p>(1) 目的及び概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年6月に開催されたG20大阪サミットにおいて、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにすることをめざす「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有された。 本ビジョンの目標達成に向け、府市共同でプラスチックごみによる河川や海洋汚染の防止に率先して取り組むため、数値目標や具体的な施策、推進体制等を含めた「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」実行計画（以下「実行計画」という。）を令和3年3月に策定した。 <p>(2) 実行計画の目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標</th><th>目標値（2030年度）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①大阪湾に流入するプラスチックごみの量</td><td>50%削減</td></tr> <tr> <td>②河川・海域の水質に係る国の環境基準を達成している割合（大阪市）</td><td>100%</td></tr> <tr> <td>③水環境に関する市民満足度（大阪市）</td><td>40%</td></tr> </tbody> </table> | 目標 | 目標値（2030年度） | ①大阪湾に流入するプラスチックごみの量 | 50%削減 | ②河川・海域の水質に係る国の環境基準を達成している割合（大阪市） | 100% | ③水環境に関する市民満足度（大阪市） | 40% | <p>1 ごみゼロ宣言事業の目的であるみんなでおおさかプラスチックごみゼロを目指す気運の醸成を図るために、取組の効果を検証し、新たな取組につなげていくことが重要であるが、ごみゼロ宣言事業は事業者等の自発的な宣言を求めるものとして目標設定や進捗管理は行われていない。</p> <p>2 ごみゼロ宣言事業開始からの5年間で宣言事業者等の数は102に留まっており、他事業での打合せ時や公民戦略連携デスクを通じた11事業者への呼びかけだけでは、宣言事業者等の増加に向けた戦略的、効果的な取組になっていない。</p> <p>とりわけ、業界団体、NPO、学校による宣言が少なく、関係部局との連携が効果的に行われているとはいえない。</p> | <p>1 ごみゼロ宣言事業に係る取組について、活動指標の設定による進捗管理を実施するなど、より効果的なものとなるよう検討されたい。</p> <p>2 関係部局と連携し事業者等に積極的に働きかけるなど、宣言事業者等の増加や府域全体の気運醸成につながる効果的な取組を検討されたい。</p> |
| 目標 | 目標値（2030年度） | | | | | | | | | |
| ①大阪湾に流入するプラスチックごみの量 | 50%削減 | | | | | | | | | |
| ②河川・海域の水質に係る国の環境基準を達成している割合（大阪市） | 100% | | | | | | | | | |
| ③水環境に関する市民満足度（大阪市） | 40% | | | | | | | | | |
| <p>2 おおさかプラスチックごみゼロ宣言（以下「ごみゼロ宣言」という。）事業について</p> <p>(1) 目的及び概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成31年1月、SDGs先進都市を目指し、使い捨てプラスチック削減のさらなる推進及びプラスチックの資源循環の推進等を盛り込んだごみゼロ宣言を、府市共同で行った。 ごみゼロ宣言事業では、ごみゼロ宣言の趣旨に賛同する府内市町村等行政機関、業界団体、NPO、学校、事業者等（以下「宣言事業者等」という。）を募集し、プラスチックごみゼロに向けた宣言をホームページ等で紹介し、みんなでおおさかプラスチックごみゼロを目指す気運を醸成することを目的としている。 宣言事業者等が宣言内容のとおり取組を行っているか、継続的な確認は行っていない。 <p>(2) 成果目標や活動指標の設定</p> <p>以下の理由により、ごみゼロ宣言事業の成果目標や活動指標は設定していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者等の自発的な宣言を求めるものであることから目標数は設定せず、事業者等を隨時募集し、できるだけ多くの事業者等の宣言を目指している。 ごみゼロ宣言事業は、実行計画の取組の一つであり、ごみゼロ宣言を促進することにより、実行計画の目標達成に資することを目指している。 <p>(3) 宣言事業者等数</p> <p>ア 宣言事業者等数（令和4年度末） 102（市町村：32 業界団体：6 NPO：4 学校：1 事業者：59）</p> | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|-----|-----|-----|-----|----|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| イ 年度ごとの増加数 | H30 | R 1 | R 2 | R 3 | R 4 | 計 | | | | | | | | | | |
| | 市町村 | 3 | 28 | 1 | 0 | 0 | 32 | | | | | | | | | |
| | 業界団体 | 1 | 4 | 1 | 0 | 0 | 6 | | | | | | | | | |
| | NPO | 0 | 2 | 1 | 1 | 0 | 4 | | | | | | | | | |
| | 学校 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | | | | | | | | | |
| | 事業者 | 2 | 18 | 4 | 5 | 30 | 59 | | | | | | | | | |
| | 計 | 6 | 53 | 7 | 6 | 30 | 102 | | | | | | | | | |
| (4) 宣言事業者等増加のための取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・他事業での打合せ時や公民戦略連携デスクを通じ、令和4年度は11事業者へ呼びかけを行った。 ・ごみゼロ宣言事業を広く周知し、府全域で一体感を持って取組を推進するための広報ツールとして、宣言事業者等が使用できるロゴマークを作成した。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| (5) 関係部局との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・様々な主体によるプラスチックごみゼロに向けた取組が一層促進されるよう、ごみゼロ宣言事業をはじめ総合的に連携するとしているが、具体的な事業は行っていない。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| (6) 効果検証 | <ul style="list-style-type: none"> ・ごみゼロ宣言事業を含めたプラスチックごみ対策に係る取組について、実行計画全体についてのPDCAサイクルで確認しているが、ごみゼロ宣言事業単体での効果検証は行っていない。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 措置の内容 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 本事業の目的であるおおさかプラスチックごみゼロの気運醸成のためには、より多くの事業者等による宣言の実施が重要である。 宣言事業者数の増加に当たっては、府からの宣言実施の呼びかけが重要であると考えられることから、年1,000団体に呼びかけることを活動指標として設定するとともに、本活動指標について「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」の予算編成過程の事業概要欄に明記した。 今後、本指標で事業者等への呼びかけ状況を把握するとともに、宣言事業者数の増加状況の進捗管理を行っていく。 なお、令和6年度より開始した「OSAKAごみゼロプロジェクト」の一環として実施している「清掃活動（愛称：ごみゼロアクション）の活性化」の取組においても、令和6年4月15日付けて府内全市町村あて、関連団体・事業者等への周知依頼文を送付するなど、事業者・団体等へ当宣言の実施について併せて働きかけているところ。 また、後述のとおり、関係部局とも連携した事業者等への呼びかけも実施している。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 関係部局との連携について、商工労働部産業創造課が所管する「新エネルギー産業ニュース」（企業、大学、官公庁等約560者）において周知を実施したほか、公民戦略連携デスクが開催した「令和6年度環境@創発ダイアログ」（企業等約20者）において周知を実施した。 また、前述の「清掃活動（愛称：ごみゼロアクション）の活性化」の取組では、府内関係部局あて関連団体・事業者等への周知依頼文を送付したほか、男女参画・府民協働課が所管する「NPO関連情報お知らせメール」（NPO法人の運営者等約400者）において周知を実施した。 さらに、教育庁各課あて教育機関への周知依頼文を送付し、教育庁高等学校課から府立学校（約200校）あてにメールで周知している。 上記のとおり、関係部局と連携し事業者等へ働きかけるなど、宣言事業者等の増加や府域全体の気運醸成に向けた取組を実施しているところ。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| これらの取組の結果、令和4年度末時点の宣言事業者数は102者であったところ、令和6年12月末時点の宣言事業者数は122者となった。 | | | | | | | | | | | | | | | | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和5年8月8日、事務局：令和5年6月2日から同月28日まで）